

令和7年6月19日

## 宇部市議会総務財政委員会会議録

宇部市議会

## 宇部市議会総務財政委員会会議録

**1 日 時** 令和7年6月19日（木）

午前9時55分から午前10時48分まで

**2 場 所** 第1委員会室

**3 事 件** （1）議案第59号 宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例中一部改正の件

（2）報告 山口県立宇部工業高等学校で出前講座「明日への1票～選挙を知ろう～」の実施状況について

（3）議案第52号 宇部市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定の件

（4）報告 公共施設等個別施設計画の進捗状況について

（5）議案第53号 宇部市基金の設置、管理及び処分に関する条例中一部改正の件

（6）その他

**4 出席委員（9名）**

委員長 時田洋輔君 副委員長 林豊廣君

委員 射場博義君 委員 唐津正一君

委員 木原大介君 委員 鴻池博之君

委員 猶克実君 委員 新村秀雄君

委員 早野敦君

**5 欠席委員（0名）**

**6 その他の出席者（0名）**

**7 説明のため出席した者**

（1）議案第59号 宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例中一部改正の件

（2）報告 山口県立宇部工業高等学校で出前講座「明日への1票～選挙を知ろう～」の実施状況について

選挙管理委員会

事務局長 橋本勝知君

選挙課長 浦田佳宏君

同課副課長 森嶋崇朗君

（3）議案第52号 宇部市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定の件

総務部

部長	大畠秀幸君
次長	田中弓子君
デジタル推進課長	大西義紀君
総務課長	諏訪智子君
同課副課長	正司邦雄君

(4) 報告 公共施設等個別施設計画の進捗状況について

総務部

部長	大畠秀幸君
次長	田中弓子君
財産管理課長	羽根伸宏君
同課副課長	東原裕美君

(5) 議案第53号 宇都市基金の設置、管理及び処分に関する条例中一部改正の件

総合政策部

部長	古林学君
次長	馬場葉子君
移住定住推進課長	久保恵美子君
同課副課長	山下進君

(6) その他

**8 事務局職員出席者**

書記 高木徹也君

---

—— 午前9時55分開会 ——

委員長（時田洋輔君） 皆さんおはようございます。

おそろいですので、ただいまから総務財政委員会を開会いたします。

本日、欠席の届出はありません。

本日の審査は、お手元に配付の日程（案）に従って進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（時田洋輔君） 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に傍聴についてですが、現在、申込みはありません。

なお、本日の委員会に対して、今から傍聴の申込みがあった場合は、これを許可することといたします。

また、委員会の審査中であっても、傍聴者の委員会室への入退出は可能でありますので、念のため申し添えます。

---

**委員長（時田 洋輔 君）** それではまず、議案第59号宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**執行部** 皆様おはようございます。宇部市選挙管理委員会事務局です。

令和7年度になりまして、体制が変わりましたので、最初に自己紹介をさせていただきます。

事務局長の橋本でございます。よろしくお願ひいたします。

**執行部** 課長の浦田と申します。よろしくお願ひします。

**執行部** 副課長の森嶋です。よろしくお願ひします。

**執行部** それでは、議案第59号宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例中一部改正の件について、御説明させていただきます。詳細につきましては、課長から御説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

**執行部** それでは初めに、議案第59号宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例中一部改正の件について、御説明させていただきます。

議案の5ページを御覧ください。

これは、最近における物価の変動、選挙時の執行状況等を踏まえ、本国会で国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正され、投票管理者等の費用弁償額が引き上げられました。これに伴い、参議院議員通常選挙の執行前に、宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例中の投票管理者等の報酬日額を改定し、令和7年7月1日付で施行するものです。

議案の6ページ、別表の新旧対照表を御覧ください。

今回の改正により、各報酬額は、新旧対照表の下段のとおりとなっております。

その各増額分については、投票所の投票管理者が1,700円、期日前投票所の投票管理者が1,500円、選挙長及び開票管理者が1,400円、投票所の投票立会人が1,500円、期日前投票所の投票立会人が1,300円、指定病院等における不在者投票の外部立会人が1,500円、選挙立会人及び開票立会人が1,200円となっています。

なお、報酬欄の一部に、日額報酬額を超えない範囲内において、任命権者が市長の承認を得て定める額という注釈がありますが、これは投票所の場所によっては投票時間が異なることがあり、事務従事者の従事時間で割り戻した額を支給する必要があり、このような記載をしているものです。

以上で、説明を終わります。

**委員長（時田 洋輔 君）** 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。射場委員。

委 員（射場 博義 君） 今、言われた数字で、例えば最後のほうの指定病院等における不在者投票の外部立会人について、この資料だったら1万2,400円になっているが、今、1,500円と言われたから。

執行部 すみません。説明不足で申し訳ないのですが、先ほど申し上げた金額については、新と旧の差額を御説明させていただいております。

委員長（時田 洋輔 君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（時田 洋輔 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（時田 洋輔 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第59号宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例中一部改正の件について、賛成の方の举手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（時田 洋輔 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました

---

(2) 山口県立宇部工業高等学校で出前講座「明日への1票～選挙を知ろう～」の実施状況について、執行部から報告があった。

---

委員長（時田 洋輔 君） 次に、議案第52号宇部市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 おはようございます。総務部でございます。

最初に自己紹介をいたします。総務部長の大畠でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

執行部 次長の田中です。よろしくお願ひいたします。

執行部 デジタル推進課課長の大西です。よろしくお願ひします。

執行部 総務課課長の諏訪です。よろしくお願ひします。

執行部 総務課副課長の正司です。よろしくお願ひします。

執行部 財産管理課課長の羽根です。よろしくお願ひします。

**執行部** 財産管理課副課長の東原です。よろしくお願いします。

**執行部** それでは、議案第52号宇都市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定の件について御説明申し上げます。

これは、市の関係機関等に係る手続等において、関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を目的とした情報通信技術の活用に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

内容の詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

**執行部** それでは、議案第52号宇都市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定の件について御説明をさせていただきます。

お手元の議案第52号の資料を御覧ください。

本件は、市の機関等に係る手続等において、関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を目的とした情報通信技術の活用に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

内容を御説明する前に、背景について簡単に御説明をさせていただきます。

本市は国の施策と連動し、デジタル化の取組を進めているところであります、各種行政事務におけるデジタル化を妨げるアナログ規制の見直しについても取組を進めているところです。

本市の条例においては、書面による提出や通知等の規定があることで、デジタル化が阻害されているものが多くあります。

このたび、このアナログ規制の見直し及びデジタル化の取組をさらに進めるにあたり、国が定める行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律に倣い、書面によるものと規定のある本市の条例規則に対し、本条例を制定することで一括してオンライン化を可能とするものです。

続きまして、補足資料に従いまして、条例の内容について御説明をさせていただきます。

まず、第1条の目的。市の機関等に係る手続等において、書面等によるものに加え、オンラインによる手続等を可能とすることにより、市民等の利便性向上、行政運営の簡素化及び効率化に寄与することを目的として定めています。

続きまして、第3条、申請等、そして第4条、処分通知等、第5条、縦覧等について御説明いたします。

これら、それぞれ条例等により書面で行うこととされているものについては、オンラインまたは電子データ化する方法により行うことができるよう定めるものでございます。

続きまして、第6条、電磁的記録による作成等。条例等で書面等により作成または保存することとされているものについて、コンピューター等を使用して電子データとして作成または保存することができるよう定めるものです。

第7条、適用除外。第3条から第6条までの規定に対する適用除外を定めるものです。具体的に

は、1、対面による確認が必要なもの、許可証等その他の処分通知等に係る書面等を事務所に備え付ける必要があるもの及びコンピューター等を用いた方法が適当でないとして規則等に定めるもの、2、既に個別条例等の規定においてオンラインによる手続等が規定されているものとしています。

第8条、添付書面等の省略について。申請等をする者の住民票の写しや登記事項証明書など、個別条例等の規定において添付することが定められているものについては、申請者がマイナンバーカードの利用など、規則等で定めるものを行うことにより、市の機関等が情報を入手し、参照できる場合には、添付を要しないことを定めるものです。

施行日は、公布の日としております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく御審査のほどお願ひいたします。

委員長（時田 洋輔 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。早野委員。

委員（早野 敦 君） これは、ボリューム的にはどのぐらいあるものなのですか。

執行部 これに関しましては、まず、この条例は一括ですので、本市における条例全てにおいて、これが適用されるものでございます。例えば書面とか、そういう記載があるものに対して、影響があるものなのですが、今、手元のほうで、システムで実際に条例等を調べるもので確認すると、は約70件が、書面という言葉を使っておりまして、それらに関しては一通りこれが適用されると。

ただし、適用除外等もありますし、もともとそれを許さないようなものがございますので、個々についてはそれぞれ影響があるものないものがあるのですが、該当として書面という形があるものは、大体70件ぐらいございました。

委員長（時田 洋輔 君） ほかにありませんか。射場委員。

委員（射場 博義 君） この条例が通りまして、このスケジュール感というか、いつぐらいからこれについて実施がされるようになるのかの確認です。

執行部 こちらに関して、条例はすぐに施行されるということになるのですが、一方でアナログ規制に関しては、まずこれを行うことが前提になっております。これ以降の対応として様々なアナログ規制、一応国から7つの規制というふうに言われており、目視とか実地監査とか定期検査とか対面講習とかそういうものがございます。

こういったものはこれから序内でしっかりと、まずこれを皮切りに進めていこうとしておりまして、まだここに関しては精査中ではございますが、できるだけ早く1年2年という形の中で進めていきたいと思っております。

委員長（時田 洋輔 君） ほかにありませんか。猶委員。

委員（猶 克実 君） 第8条の添付書面等の省略のところで、例えばパスポートの申請で、マイナンバーカードで住民票が取れるものについては、これは添付を要しないということは可能に

なるということですか。

執行部 そのとおりでございます。

委員長（時田 洋輔 君） ほかにありませんか。射場委員。

委 員（射場 博義 君） これちょっと心配することではないと思いますが、なりすましの関係で、マイナンバーカードの情報を不正に入手した場合、対面的な審査を行って、そういうときのセーフティーネット的なものを何か準備される予定なのですか。

執行部 これに関しては、特別に新たに準備をするということはございませんが、もともとマイナンバーの活用に関しては、様々な規定が定められておりまして、その範囲内では使っていく。事務に関しても、特定事務、きちんと精査した上で条例にも定めておりますので、その事務の範囲の中できちんと使っていく。

また、例えば、携帯電話でマイナンバーカードを認証するというところも政府指示のもとでその法に基づいて実施しておりますので、特段の心配が新たに発生するというものは認識しておりません。

委員長（時田 洋輔 君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（時田 洋輔 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（時田 洋輔 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第52号宇都市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（時田 洋輔 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

(4) 公共施設等個別施設計画の進捗状況について、執行部から報告があった。

---

委員長（時田 洋輔 君） 次に、議案第53号宇都市基金の設置、管理及び処分に関する条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。初めに自己紹介をお願いします。

執行部 おはようございます。総合政策部長の古林でございます。よろしくお願ひいたします。

執行部 総合政策部次長の馬場と申します。よろしくお願ひいたします。

執行部 総合政策部次長の上田と申します。よろしくお願ひいたします。

執行部 総合政策部移住定住推進課課長の久保と申します。よろしくお願ひします。

執行部 総合政策部移住定住推進課副課長の山下と申します。よろしくお願ひします。

執行部 総合政策部政策企画課課長の正司と申します。よろしくお願ひいたします。

執行部 政策企画課副課長の石原と申します。よろしくお願ひします。

執行部 財政課課長の入江と申します。よろしくお願ひします。

執行部 財政課財政係長の貞永と申します。よろしくお願ひいたします。

執行部 政策企画課係長の久保田と申します。よろしくお願ひします。

執行部 それでは改めて議案第53号について、宇都市基金の設置、管理及び処分に関する条例中一部改正の件について、担当課長から事前にお渡ししております資料に沿って説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

執行部 宇都市基金の設置、管理及び処分に関する条例中一部改正の件について、御説明をさせていただきます。

企業版ふるさと納税に係る寄附金の有効活用を図ることを目的として、当該寄附金をふるさと応援基金として積み立てるため、所要の整備を行うものです。

概要を御説明いたします。

企業版ふるさと納税（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業）制度は、市が作成し国が認定した地域再生計画に掲げている地方創生プロジェクトに対して、本社が市外に所在する企業が寄附を行った場合、最大9割の税軽減効果があるものです。

この制度では、原則的に寄附をいただいた当該年度の事業に寄附金を充てることとなっていますが、近年、企業版ふるさと納税制度の浸透、普及につれ、寄附件数も増加し、また、企業の決算期の関係から年度末での申込みもあり、当該年度の事業への充当が難しくなってきました。

そこで、宇都市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正し、企業版ふるさと納税もふるさと応援基金に積み立てることで、次年度以降の事業への充当を可能とし、寄附金を柔軟かつ最大限に活用するものです。

施行日は、公布の日となっております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長（時田 洋輔 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。木原委員。

委員（木原 大介 君） 本社が、東京都と宇都市に2つある場合の企業があると思うのですけれども、その場合は東京都の名前で寄附すれば対象になるのですか。

**執行部** お答えいたします。

本社が2つということでございますが、登記されているところの本社というのは1つになっておると思います。法人税をお支払いしているところになりますので、そちらを本社として判断いたします。

以上です。

**委員長（時田 洋輔 君）** ほかにありませんか。早野委員。

**委 員（早野 敦 君）** これは、年間に大体どのぐらいあるものなのですか。

**執行部** お手元の資料の2ページ、裏面を御覧ください。

5番に寄附実績を載せております。

平成29年度から、宇都市企業版ふるさと納税の募集を開始いたしました。令和6年度までの合計件数が47件、寄附額の合計額が4,305万円となっております。

以上です。

**委員長（時田 洋輔 君）** ほかにありませんか。猶委員。

**委 員（猶 克実 君）** この制度のことをちょっと聞きたいのですけれども、最大9割を上限に法人関係税の軽減措置についてもう少し詳しく教えていただけませんか。

**執行部** お答えいたします。

寄附額の最大約9割、その内訳でございます。

まず、寄附額が全額損金算入に計算されますので、寄附額に相当する額は約3割となっております。それとは別に法人住民税、法人税に関するところが4割、法人事業税が2割になりますので最大9割となっております。

以上です。

**委 員（猶 克実 君）** 企業側の負担の1割というのは、その1割について企業側は、これが法人税の対象にならないのか。どういう意味ですか、この1割は。

**執行部** 今おっしゃった寄附額の全体の1割部分が、最終的に企業の負担となっております。

以上です。

**委 員（猶 克実 君）** 企業の負担ということは経費ということで。企業が使う経費、それとも利益ですか。

**執行部** 寄附の納税額となります。

以上です。

**委員長（時田 洋輔 君）** ほかにありませんか。鴻池議員。

**委 員（鴻池 博之 君）** ちょっと初步的なことなのですけれども、資料に基⾦のイメージ図がございますけれども、今までだったら、現年度事業に使って、翌年度の寄附⾦は活用できないということみたいなのですけれども、これというのは余ったお金が多分あると思うのですけれども。

それはどうなるのですか。

**執行部** お答えいたします。

企業版ふるさと納税は使途を限定して寄附をいただきますので、このいただいた寄附を余すということは制度上できることになっております。

今までこの基金という条例を制定しておりませんでしたので、いただいた寄附をいただいた年度に全て使い切る形で、その事業の範囲内で寄附を募集しておりました。

この条例が制定された後は、今年度の事業だけではなく、来年度以降の、例えば債務負担行為を組んでおります事業に充てさせていただくことが可能となります。

以上です。

**執行部** ちょっと補足いたしますと、本来この企業版ふるさと納税というのが、今、移住定住推進課長が説明したように、その年度にいただいたものを寄附の目的に従って、その年度に執行消化する必要がございます。

ただ、先ほどの寄附額が少しずつ増えてきた中で、年度末にそういった申出があった場合、それを使うことがなかなか困難な状況が出てきて、実は何件かお断りせざるを得ないような、せっかくそういうお申出があるけれども、使いようがなかなかできないという形が実際ございます。

そこで寄附を基金に積み立てるというのは、これは制度上認められております。基金に積み立てた後、今度は例えば、そもそも企業版ふるさと納税を活用して、数年間お金を集めて何かをやるというときは、そういった場合は基金の設置で次年度に持ち越していくというのが、制度上認められています。

このたび、国もその辺の解釈を少し拡大していただいて、基金に積み立てて翌年度に使うということも認めてくれると。

ただ、その場合も、積み立てたはいいけれども翌年度以降、結局、寄附者の意向に沿わない使い方をするということは、これは制度上おかしくなるので、国は執行計画をきちんと出してこれだけのものを積み立て、積み立てたものが翌年度以降その寄附目的に従ってきちんと執行されたということについてチェックをかけていきます。

宇都市もそのもらった分を持ち越した分は、それは毎年度毎年度きちんと報告して、今もらった分がきちんと適切に執行されているというのを説明していく。こういった流れになっています。

**委員長（時田 洋輔 君）** ほかにありませんか。猶委員。

**委 員（猶 克実 君）** この基金は繰り越したときに、基準財政収入に入るのか。単純に言うと地方交付税の減額対象になる心配はないかということです。

**執行部** このふるさと納税が、交付税を考えていく上で基準財政収入額としてはカウントされません。

**委員長（時田 洋輔 君）** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（時田 洋輔 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（時田 洋輔 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第53号字部市基金の設置、管理及び処分に関する条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（時田 洋輔 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

総合政策部の皆さんお疲れさまでした。

---

委員長（時田 洋輔 君） 以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終わりました。

次に、その他の事項といたしまして、閉会中の継続調査の申出について、令和7年5月臨時会の際に案をお示ししたところですが、項目の追加修正等があるのですが、こちらからの提案とほかに皆様から追加修正等はありますか。

では、追加がありますので後ほど、この後開かれる分科会の終了後にその件についてお話をしたいと思います。

次のその他の事項で、視察についてです。

実施時期は10月から11月頃を考えていますが、調査項目や視察先の希望を紙でお配りしています。メールでも電子ファイルでお送りする予定ですけれども、それに視察先や希望を記入して、6月27日（金）までに事務局まで調査票を提出いただきたいと思います。御提出された調査票を基に、正副委員長で協議し、改めて皆様にお知らせいたします。

委員長報告及び議会だよりに掲載予定の委員会報告については、正副委員長に御一任をお願いいたします。

以上で、総務財政委員会は、暫時休憩します。

————午前10時38分休憩————

---

————午前10時46分再開————

委員長（時田 洋輔 君） 総務財政委員会を再開します。

お手元に資料がないので、令和7年5月臨時会のところの資料で、総務財政委員会閉会中継続調

査事件変更申出書というのがあります。前回の令和7年5月臨時会のときに、これで変更ということを委員会と本会議で確認しましたが、これに、「公文書管理・情報公開」という部分を追加しようと思いますが、番号とかも決めるのですか。

事務局 お願いします。

事務局 番号は機構順になりますので、文言を決定していただければと思います。

委員長（時田 洋輔 君） ほかに修正、追加、変更等よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（時田 洋輔 君） ないようですので、そのように決定いたしました。

---

委員長（時田 洋輔 君） 以上で、総務財政委員会を閉会します。

—— 午前10時48分閉会 ——

---

令和7年6月19日

総務財政委員会委員長 時 田 洋 輔